

引っ越しですか？ 届出をお忘れなく！

中央区役所ですること 新しい区役所ですること 持参するもの
市外から転入された方の届出は、担当課へお問い合わせください

中央区役所 ☎231 2400

手続き項目	転出(中央区から市外へ引っ越し)	転居(市内、区内での引っ越し)	詳細	
住民票	転出局(新しい住所を詳しく確認の上届け出てください。引っ越しの14日前から可能です) 届出人の名前が確認できるもの(健康保険証など) (転出証明書が発行されます)	転入・転居届(新しい住所は枝番まで、マンションなどの場合はその名称、部屋番号まで必要です。転居後14日以内に届け出てください) 届出人の名前が確認できるもの(健康保険証など)	戸籍住民課	
転校(小・中学校)	なし(現在の学校から在学証明書をもらい、転出先で転入届と一緒に提示)	在学証明書を転入・転居届の際に提示して、転入学通知書を受け取り、在学証明書と一緒に学校へ提出 在学証明書(現在の学校で発行)		
印鑑登録	印鑑登録証を返還(転出届で自動的に廃印されます)	なし(転入・転居届で自動的に住所変更されます)		
国民健康保険	脱退手続き 国民健康保険証 納付通知書	住所変更の手続き 国民健康保険証 納付通知書	保険年金課	
介護保険	脱退手続き 介護保険証 納入通知書	住所変更の手続き 介護保険証 納入通知書		
国民年金	加入者 転出先で住所変更の手続き(4月から第3号被保険者はなし) 年金手帳 印鑑(本人の場合は不要) 領収書または納付書 受給者 転出先で住所変更の手続き(住所・支払機関変更届のはがきを社会保険事務所へ郵送。厚生年金も同様)	なし(転入・転居届で自動的に住所変更されます) 4月から第3号被保険者は配偶者の事業主が社会保険事務所へ届出 住所・支払機関変更届のはがきを札幌西社会保険事務所へ郵送(厚生年金も同様)		
児童手当	受給事由消滅届の提出(転出先でも手続きが必要)	なし(転入・転居届で自動的に住所変更されます)	保健福祉サービス課	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	道内へ - なし(転出先で住所変更の手続き) 道外へ - 住所変更の手続き 手当証書(転出先でも住所変更の手続きが必要)	住所変更の手続き 手当証書		
敬老手帳	手帳の返還 敬老手帳	なし(手帳の住所を自分で書き換え)		
敬老パス	パスの返還 敬老パス	なし		
身体障害者手帳 療育手帳	福祉タクシー利用券・福祉乗車証の返還(身障者手帳・療育手帳は転出先で住所変更の手続きが必要)	住所変更の手続き 身障者手帳または療育手帳		
各種医療費の助成	受給者証の返還 受給者証	住所変更の手続き 受給者証		
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	住所変更の手続き 身障者手帳または療育手帳 印鑑(本人の場合は不要) (転出先でも住所変更の手続きが必要)	住所変更の手続き 身障者手帳または療育手帳 印鑑(本人の場合は不要)		
固定資産税	土地・家屋の所在する役所へ住所変更の届け出 - 電話・はがき可			
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	廃車届(転出先でも手続きが必要) 標識(ナンバープレート) 標識交付証明書 印鑑 (廃車証明書が発行されます)		なし (転入・転居届で自動的に住所変更されます)
	軽自動車 軽二輪車(125cc超250cc以下)	転出先の軽自動車協会です手続き		札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目☎768 3955)です手続き
	小型二輪車(250cc超)	転出先の陸運支局です手続き	札幌陸運支局(東区北28条東1丁目☎731 7165)です手続き	

家庭や職場でも「気を付けて」と忘れずに声を掛けましょう

税の申告はお済みですか？

住民税(市・道民税)・所得税・贈与税・消費税・地方消費税の相談と受け付けを左表のとおり行っていますので、お早めに申告しましょう。

例年、受付最終日は大変混雑します。駐車場が狭いので、公共交通機関をご利用ください。

区分	住民税の申告(市・道民税) 所得税の申告をされた方は不要です	区分	所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者)	所得税・贈与税 の申告と納税	消費税及び地方消費税 の申告と納税 (個人事業者)
期間	3月15日(金)まで 土・日曜日・祝日は休みです	期間	3月15日(金)まで 各会場とも土・日曜日・祝日は休みです		
会場	中央区役所 1階ロビー (南3条西11丁目)	会場	中央区民センター 1階ギャラリー (南2条西10丁目)	札幌中税務署 (大通西10丁目札幌第2合同庁舎) 札幌西税務署 (西区笈寒4条1丁目)	
時間	午前8時45分～正午 午後1時～5時15分	時間	午前9時30分～正午 午後1時～4時	午前9時～正午 午後1時～4時	
詳細	中央区役所 課税課 市民税係 ☎231-2400 (内線)282-287 410-412	詳細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 税務相談室 ☎261-7755 税務相談室札幌西分室 ☎666-5150	<p>色部分は中税務署、それ以外の中央区の方は西税務署が管轄です。</p>	

納税は便利で確実な口座振替です！